



5 [略]

(償還期間)

第8 貸付金の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

1項中「10億5,000万円」とあるのは「16億8,000万円」と  
、「15億7,000万円」とあるのは「25億3,000万円」とし、  
第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とす  
る。

7 [略]

(償還期間)

第8 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。